

2021年5月14日

各 位

会 社 名  株式会社 日阪製作所

代 表 者 名 代表取締役社長 竹下 好和  
社長執行役員

コード番号 6247

上場取引所 東証 第1部

問 合 せ 先 執行役員 波多野 浩史  
経営企画本部本部長

電 話 番 号 06-6363-0007

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年6月25日開催予定の第92回定時株主総会に付議する事を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 当社は、2021年3月15日に開示しました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、取締役会の迅速な意思決定を実現するとともに、取締役会の監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンスの強化並びに持続的な企業価値の拡大を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 上記変更に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 定款変更の日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月25日
定款変更の効力発生日	2021年6月25日

以 上

【別紙】 変更内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条  <span style="padding-left: 40px;">&lt; 条文省略 &gt;</span></p> <p>第4条(機関)            当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。            (1) 取締役会            (2) <u>監査役</u>            (3) <u>監査役会</u>            (4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条  <span style="padding-left: 40px;">&lt; 条文省略 &gt;</span></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条(員数)            当社の取締役は、10名以内とする。  <span style="padding-left: 40px;">&lt; 新設 &gt;</span></p> <p>第20条(選任方法)            1. 取締役は、株主総会において選任する。            2. ～3.  <span style="padding-left: 40px;">&lt; 条文省略 &gt;</span></p> <p>第21条(任期)            取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  <span style="padding-left: 40px;">&lt; 新設 &gt;</span>  <span style="padding-left: 40px;">&lt; 新設 &gt;</span>  <span style="padding-left: 40px;">&lt; 新設 &gt;</span>  <span style="padding-left: 40px;">&lt; 新設 &gt;</span></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条  <span style="padding-left: 40px;">&lt; 現行どおり &gt;</span></p> <p>第4条(機関)            当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。            (1) 取締役会            (2) <u>監査等委員会</u>  <span style="padding-left: 40px;">&lt; 削除 &gt;</span>            (3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条  <span style="padding-left: 40px;">&lt; 現行どおり &gt;</span></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>第19条(員数)  <u>1. 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>は、10名以内とする。  <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第20条(選任方法)            1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>            2. ～3.  <span style="padding-left: 40px;">&lt; 現行どおり &gt;</span></p> <p>第21条(任期)  <u>1. 取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>  <u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>  <u>5. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后2年以内に終了する事</u></p>

業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第22条(代表取締役および役付取締役)

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条(取締役会の招集権者および議長)

< 条文省略 >

第24条(取締役会の招集通知)

1. 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

< 新設 >

第25条(取締役会の決議の省略)

< 条文省略 >

第26条(議事録)

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行う。

< 新設 >

第27条(取締役会規則)

< 条文省略 >

< 新設 >

第28条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として

第22条(代表取締役および役付取締役)

1. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。

第23条(取締役会の招集権者および議長)

< 現行どおり >

第24条(取締役会の招集通知)

1. 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条(監査等委員会の招集通知)

1. 監査等委員会の招集通知は、会日より3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第26条(取締役会の決議の省略)

< 現行どおり >

< 削除 >

第27条(取締役への委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第28条(取締役会規則)

< 現行どおり >

第29条(監査等委員会規則)

当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第30条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当

<p>当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条(取締役の責任免除)  &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条(員数)  当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>第31条(選任方法)  1. 当会社の監査役は、株主総会でこれを選任する。  2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。  4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、株主総会の決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第32条(任期)  1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p>第33条(常勤監査役)  監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>第34条(監査役会の招集通知)  1. 監査役会の招集通知は、会日より3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急必要があるときは、この期間を短縮することができる。  2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経</p>	<p>会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条(取締役の責任免除)  &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第32条(執行役員)  1. 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。  2. 取締役会は、その決議によって役付執行役員を定めることができる。</p> <p>&lt;削除&gt;  &lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>
---	---

ないで監査役会を開催することができる。

第35条(議事録)

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行う。

<削除>

第36条(監査役会規則)

当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

<削除>

第37条(報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

<削除>

第38条(監査役の責任免除)

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

<削除>

第6章 計算

第5章 計算

第39条～第42条

第33条～第36条

<条文省略>

<現行どおり>

<新設>

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当社は、第92回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第92回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。

以上